

平成 30 年度事業計画

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構

1. 事業概要

薬剤師業務に対する社会的要求と期待の高まりを受けて、かかりつけ薬剤師・薬局や健康サポート薬局など薬剤師の地域貢献を基盤とする業務領域の拡充と展開が進められている。その成否は薬剤師としての「人づくり」に懸かっており、その一端を担う生涯学習の責任は重く、その質の均一化と向上はますます重要となっている。平成 26 年の改正薬剤師法の第 25 条の 2 においては、従来の「情報提供義務」に加え、「薬学的知見に基づく指導」が求められ、薬物治療における病院薬剤師及び薬局薬剤師の業務の質的向上への期待と、相互の連携による医療安全の確保などの責任が重くなっている。

本法人の認証している生涯研修制度による研修認定の取得は、平成 28 年度からかかりつけ薬剤師の備えるべき一要件となっており、薬剤師の各種生涯学習制度を評価・認証し、公表していくことは益々重要な事業となっている。

また、薬学6年制教育は、新薬学教育モデル・コアカリキュラムでの教育も進められ、薬学・医療の進歩に対応するための生涯にわたり自己研鑽する意欲と態度を有する薬剤師の育成も基本となっている。このことは、薬剤師職能を発揮していく上で大学教育からの継ぎ目のない質の高い生涯学習環境を整備していくことが重要な課題となっている。

本法人は、薬剤師の専門職能を向上させるために行われる各種の生涯学習制度の質を高め、わが国の地域社会の保健・医療の向上と、公衆衛生の進展に貢献することを公益目的事業として、平成 22 年 7 月に内閣府より公益社団法人の認定を受けた。

本法人は、その公益目的達成のために、設立以来の一貫した事業として各種薬剤師生涯学習制度の第三者評価に必要な基準等を設定し、認証申請に応じて、基準に適合する制度を評価・認証し、公表してきている。現在本法人により認証を受けた生涯研修実施機関（研修プロバイダー）が提供する生涯研修及び特定領域認定制度等の研修プロバイダーの数は 31 に達しているが、必ずしも全国的な展開には至っていない。引き続き全国各地の薬剤師が受講し、自らの知識・技能を高め、医療現場と地域社会への貢献につなげることが出来る学習環境の整備を進めていく。

今後も公益社団法人として、正しい目的意識と国際感覚のもと、「非営利」と「公開」という公益性の基本に則り、事業内容と事業実施条件の公益性を確保しつつ、所期の目的を達成するために事業を展開する。すなわち、関係法令や諸規程に準拠し、組織や執行体制の改善・拡充、並びに認証を受けた実施機関のフォローアップ等に、必要で適切な方策を実施する。そして、適正な研修・認定制度の体制整備、ならびに質の高い生涯研修プロバイダーの育成・認証の努力を続ける。

薬剤師の職能は、大きく変化しており、特に臨床関連業務が増え、病院や薬局においてチーム医療の中で薬剤師が貢献することを、地域社会や医療関係者からも期待されている。特

に薬剤師が薬の専門職として、薬の個々の患者への適正使用、薬害や重篤な副作用防止などにその責任を果たすことが求められている。

薬剤師は、薬物治療における医薬品をはじめ、生活環境中の種々の化学物質の安全性を評価・判断していることから、現在科学・技術や社会生活活動の各領域で用いられているレギュラトリーサイエンスの概念を日々実践していると言える。薬剤師は、このレギュラトリーサイエンスを医療現場及び地域社会の健全な発展に生かすことのできる重要な位置にある。このサイエンスの概念は、科学・技術の進歩とともに発展するものであるが『真に人と社会に役立つ』ことを基本的目標としている。薬剤師として日々進歩している医療、薬物療法、及び医薬品に対応していくためにも、この基本的目標を持って生涯学習制度の質の向上を図っていきたい。

2. 会議関連事項

1) 理事会

第1回理事会：平成30年6月8日（金）を予定。

平成29年度事業報告・決算報告及び社員総会の開催日と提出議案の審議。

第2回以降：定款に定める定例理事会（年間2回）のほか、臨時理事会（認証申請に関わる審議等）を含め3か月に1回の開催を計画。一部定款第30条2項（書面理事会）の適用を含む。

2) 社員総会

定時社員総会：平成30年6月29日（金）を予定。

平成29年度事業報告・決算報告、平成30年度会費規程の審議、及び平成30年度事業計画・収支予算の報告、その他。

3) 平成30年度薬剤師認定制度委員連絡会：平成30年12月14日（金）を予定。

4) 認定薬剤師認証研修機関協議会（年2回開催）の後援。

3. 事業関連事項

1) 評価基準及びその改善、普及に関連する事業

本法人による生涯研修制度の認証を受けている生涯研修プロバイダーの認定薬剤師は、かかりつけ薬剤師取得の一要件となっており、薬剤師の生涯研修・認定制度に関して、質的評価を行うための基準の見直しや、チェックリスト及び指針（ガイドライン）の充実を目指す。生涯研修制度には、薬剤師専門職能全体の向上を目指す「生涯研修認定制度」の他、特定の専門領域に関する高度の職能を認定する「特定領域認定制度」及び「専門領域認定制度」があり、研修プロバイダーの数は増えている。今後さらに全国的な拡充に努める。

社会的には個々の薬剤師の質的向上が求められている。薬学関連専門分野や学会からの認証申請の評価のために、認証事業実施要綱の制度、評価基準やチェックリスト等を引き続き見直し、認証申請記載ガイドライン（生涯研修認定制度申請用、特定領域認定制度

ならびに専門薬剤師認定制度申請用)の整備・充実を図る。加えて、生涯研修プロバイダーを通して、個々の薬剤師の生涯学習記録(ポートフォリオ)の普及による継続的職能向上の推進を図る。

また、薬剤師の卒後教育・研修に関連する教育機関や職能団体への本法人の認証事業の認知・普及に努める。その一環として、本法人の各種認証事業等を紹介するためのパンフレットを新規に作成し、配布により周知を図る。

2) 各種認定制度を評価し、認証する事業

薬剤師に対する各種の生涯学習制度を実施している機関からの認証申請に応じて、「認証事業実施要項」に基づき、薬剤師認定制度委員会で評価し、基準に適合する制度を認証し、公表する。

平成29年度までに認証した25の制度(生涯研修認定制度25件【G01~G25】、特定領域認定制度5件【P01~P05】、その他の制度1件【E01】)に加えて、本年度はさらに5件程度の新規申請が見込まれるので、その助言と推進を図る。なお、今後の申請が予定されている特定領域(専門)薬剤師認定制度などの専門性の高い制度に関しては、専門性に対応する医療職の意見を求めつつ、今後は委員も含めた委員会を設置して、評価する。

薬剤師レジデント制度が全国的に展開されているが、その制度の評価のために作成しているガイドラインの整備を行う。

3) 既認証の制度について、認証の更新を行う事業

薬剤師生涯研修認定制度の認証は、初回認証から3年後、以後6年毎に更新を受ける必要がある。平成30年度内には、1件(G12)の認証更新申請の評価を終了する予定である。

なお、既認証制度のフォローアップは、年度毎研修事業概要書の提出内容をもとに実施するが、原則として認証基準、記載内容、確認事項等に則り、必要な措置を行っていく。今後、さらに委員会形式によるフォローアップの充実を図ることも視野に入れ、そのためのチェックリストの作成を検討する。

4) 生涯研修制度の発足、運営等に関する支援、助言

生涯研修制度の認証申請を検討中の薬系大学、職域団体およびその支部、特定(専門)領域学会等からの要望に応えるため、認証コーディネーターを中心に認証取得に必要な条件、基準等について解説・助言する。また、「認証申請の指針」を基に作成した認証申請書記載ガイドラインの活用により、質の高い生涯研修制度の整備・育成を図る。

5) 生涯研修制度の将来像及び在り方に関する必要な検討と普及を行う。

薬剤師養成に薬学6年制教育が導入され、新薬学教育モデル・コアカリキュラムによる教育が進められている。薬学6年制教育による多くの卒業生が社会で活動していることから、国際的にも通用する大学教育から卒業後の生涯にわたる一貫した学習制度の確立を目指すことが可能となっている。

平成 24 年 1 月 10 日に本法人が公表した「求められる薬剤師への道程」及び「薬剤師生涯学習の在り方」に関して、その波及的効果を目指して、新規作成のパンフレットを活用し、薬系大学、職能団体や関連組織への情報提供活動を進める。

本法人の認証している薬剤師生涯研修制度等による研修認定の取得が、かかりつけ薬剤師としての一要件となっていることから、関係各団体、及び認定薬剤師認証研修機関協議会の協力を得つつ、最終的には、生涯学習履歴の証明を指標とする実質的な免許更新制を目指した提案を行う。まず職域・地域を限定してでも実施できるような体制作りを検討する。

また、広く医療職との連携のもとに、専門性の高い薬剤師の生涯研修制度による研修認定に対する社会的信頼性をさらに高める方策について検討を行う。

4. その他

1) 事務所の移転

本法人事務所のある郵政福祉虎の門第一ビルは、周辺の都市再開発計画に伴い賃貸事業を停止するため、本年 10 月を目途に事務所の移転を余儀なくされている。認証事業遂行のための移転先の選定を進める。